

# 第2分科会

## 司法面接の現状と課題 ～今後の司法面接のあり方～

### 概要

正確な事実を子どもにとってできる限り少ない負担で子どもから聞き取るための面接手法である「司法面接」についてその概要を説明し、「司法面接」とその前提となる「多機関連携」の課題について、鳥取県内の現状と全国的な流れの比較検討を踏まえて、司法・福祉・医療のそれぞれの立場のパネリストがディスカッションを行い、子どもにとってより良い「司法面接」と子どものための専門機関の連携を考える。

### コーディネーター

#### 大田原 俊輔（おおたわら しゅんすけ）氏

弁護士法人やわらぎ 代表弁護士（鳥取県弁護士会所属）  
鳥取県弁護士会こどもの権利委員会委員長  
鳥取県弁護士会元会長（平成20年度、平成28年度）  
鳥取県弁護士会犯罪被害者支援委員会委員  
特定非営利法人こどもの虐待防止ネットワーク鳥取理事



#### 略歴

平成 2年 中央大学法学部法律学科卒業  
平成 5年 司法試験合格  
平成 8年 弁護士登録（鳥取県弁護士会入会）、「大田原俊輔法律事務所」開設。  
平成16年 事務所法人化、「弁護士法人やわらぎ」代表弁護士。

### コーディネーター

#### 北野 彬子（きたの あきこ）氏

きたの法律事務所 弁護士（鳥取県弁護士会所属）

#### 略歴

平成17年 大阪市立大学法学部卒業  
平成19年 関西学院大学司法研究科卒業  
平成20年 司法試験合格  
平成22年 弁護士登録



### パネリスト

#### 飛田 桂（ひだけい）氏

神奈川県弁護士会所属  
ベシアヴェニュー法律事務所  
NPO法人神奈川子ども支援センターつなぐ代表理事



#### 略歴

平成26年 1月 神奈川県弁護士会（当時の横浜弁護士会）登録  
平成26年 1月 日本大通り法律事務所入所  
平成30年12月 ベシアヴェニュー事務所開所  
平成31年 4月 NPO法人神奈川子ども支援センターつなぐ開設

### パネリスト

#### 片桐 千恵子（かたぎり ちえこ）氏

医療法人同愛会 博愛病院 産婦人科部長

#### 略歴

平成 元年 鳥取大学医学部卒業  
平成 6年 鳥取大学大学院医学研究科外科系専攻博士課程修了  
平成 7年 米国 ハワイ大学産科婦人科留学  
平成 8年 博愛病院産婦人科  
平成17年 鳥取大学医学部産科婦人科（助教）  
平成23年 博愛病院産婦人科



### パネリスト

#### 中村 葉子（なかむら ようこ）氏

横浜地方検察庁 総務部長 検事（令和元年10月現在）  
社会福祉士（平成29年登録）  
精神保健福祉士（平成31年登録）

#### 略歴

平成5年 検事任官  
平成19～21年度 司法研修所教官（3年間）  
平成26年度～ 京都・名古屋・横浜地検の総務部長として児童虐待多機関連携担当







中弁連の意見・中国地方弁護士会連合会(中弁連)

7/7 ページ

一部に転載

HOME 理事長挨拶 中弁連について 中弁連の電報 655015 弁護士会の紹介 公益活動への紹介 市民協会のサービス リンク集

中国地方弁護士会連合会 〒730-0015 広島県広島市宇野区宇野1-1-1 中国地方弁護士会  
TEL:082-238-0280 / FAX:082-238-0418  
copyright(C) Chugoku Federation of Bar Associations all rights reserved.

http://chugoku-ba.org/iken/2016/sengen\_20161014.html 2019/09/04

7

子どもの司法面接制度の導入を求める意見書

2011年(平成23年)8月19日  
日本弁護士連合会

意見の趣旨  
児童虐待や犯罪等の被害を受けた子ども及び児童虐待や犯罪等の被害の目撃者である子どもから、児童福祉に関する調査及び犯罪捜査のための事実の聴取りを行う場合は、以下の内容を要素とする司法面接制度を導入すべきである。

- 1 誘導・暗示に陥りやすい子どもの特性に配慮し、子どもからの聴取りは専門的訓練を受けた面接者が行う。
- 2 子どもからの聴取りは、誘導的、暗示的な誘った聴取り方法を排して、子どもの記憶が汚染される前に、子どもからできるだけありのままの供述を得て、刑事事件の立件手続の適正を確保するとともに、繰り返し聴取を受けることによる子どもの二次被害をできるだけ回避することを目的として、児童福祉に関する機関、捜査機関等の関係諸機関から構成する多機関連携チームが主体となつて、一堂に会して別室で見守る中で、専門的訓練を受けた面接者が、原則として、1回限り行うものとする。
- 3 子どもからの聴取りにおける質問及び供述並びにそれらの状況は全て録画する。
- 4 子どもからの聴取りは、子どもが安心して話をすることができる物理的な環境を備えた場所で行う。

意見の理由  
第1 はじめに  
児童虐待等、子どもが被害者となる事件は絶たない。全国の児童相談所が2009年度(平成21年度)に対応した児童虐待の相談件数は44,211件となつた(2010年度(平成22年度)の相談件数は、速報値ではあるが、55,152件となっている。)\*。この中で、性的虐待の相談件数は1,350

\*1 厚生労働省「子ども虐待による死亡事例等の検証結果(第7次報告概要)及び児童虐待相談対応件数等」平成23年7月20日公表

8

件(約3%)<sup>4</sup>である。これらは保護者による性的加害の件数であり、第三者による性的加害の件数は含まれていない。また、事案の性質上、発見が困難であることを考えれば、児童が被害者となっている実態は、上記件数をはるかに上回るものと考えられる。

被害者となつた子どもが被害事実確認のために、警察・検察や児童相談所で事情聴取を受けることは少なくない。

一方で、子どもが犯罪等の目撃者として警察捜査の対象となり、取調べを受けることも少なくない。

また、子どもの供述評価を誤つた結果、誤つた逮捕・起訴など、えん罪が生じている可能性も否定できない。

そのような過程で、子どもの供述内容が外的に汚染されないようにできるだけありのままに聴き取り、それをそのまま記録し、かつ検証できるようにしておくことは、子どもの福祉的保護手続においても、刑事事件の立件手続(被害者保護とともに、えん罪防止という観点からも)においても、本来必要なことである。

しかし、これまでの我が国の法制度では、不適切な事情聴取により、あるいは、捜査機関の描いた構図に合致する供述が得られるまで何度も聴取りが行われることによつて、しばしば子どもも記憶が歪められたり汚染されたりして、供述の信憑性に疑問が生じたり、子どもが精神的な負担を受けるなどの二次被害が生じるなどの問題事例が発生していた。

そこで、子どもの供述内容を、できるだけ汚染のないようにありのままに聴き取り、その内容をそのまま記録して、後日、関係者が記録された内容を精査することにより、福祉手続及び刑事手続のそれぞれにおいて、適切な措置がとられ、あるいは適切な処分がなされるような制度的手当が必要である。

第2 司法面接とは  
一般に、いわゆる「司法面接」(英語でforensic interview)とは、専門的な訓練を受けた面接者が、誘導・暗示に陥りやすい子どもの特性に配慮し、児童虐待等の被害を受けた子ども等に対し、その供述結果を司法手続で利用することを

\*2 厚生労働省「平成21年度 社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)結果」

9

想定して実施する事実確認のための面接をいう。アメリカやイギリスにおいて開発され、現在では、その有用性が認められ、諸外国でも多く採用されている。

「司法面接」には、面接技法としての側面と同時に、システムとしての側面がある。すなわち、後述するように、児童虐待等を受けた子どもが医療機関、福祉機関、捜査機関、訴訟機関等から何度も被害事実の聴取を受けた場合、その度に被害事実を再体験し、さらなるトラウマを負うという二次被害にさらされることになる。かか子どもも負担を可及的に低減させるため、関係諸機関の専門家を多機関連携チーム(Multidisciplinary Team、以下「MDTチーム」という。)として一つにまとめ、調査及び捜査の段階において、関係諸機関の専門家が一堂に会して別室で見守る中で、原則として1回に限り、専門的な面接者を介して子どもからの聴取りを行うというシステムが「司法面接」である。「司法面接」には、こうしたシステムとしての側面も含意されている<sup>5</sup>。

第3 司法面接の意義・有効性  
1 ありのままの供述を得るために  
面接技法としての司法面接は、子どもの記憶が汚染される前に、誘導的、暗示的な聴った聴取り方法を排して、子どもから、できるだけありのままの供述を得ることを目的としている。

すなわち、子どもは、自己の経験と他者からの情報との区別がつきにくく、という発達上の認知的特徴や、インタビュアーからの対人的な圧力によつて、与えられた情報を真実と信じやすいという特徴があり、誘導や暗示にかかりやす

\*3 1983年にカリフォルニア州で起きた「マクマレーティン・プレスクールの性的虐待事件」を契機とする。幼稚園で多くの幼児が性被害の訴えをし、幼稚園職員や要保者が複数逮捕されたが、裁判の過程で、子どもの証言は面接したカウンセラーの誘導的な質問によつて導き出されたもので虐待の事実がなかったとの判断に至り、逮捕者全員が無罪とされた事件である(子どもの虹情報研修センター・平成15年度研究報告書「アメリカにおける児童虐待の対応視察報告書」10頁)。

\*4 木田秋津「チャイルド・アドヴォカシーセンターモデルの理論と実践—アメリカにおける多職種専門家チームによる虐待事案への対応」自由と正義61巻1月号92頁

\*5 現在、一部の児童相談所で実践されている、いわゆる「被害事実確認面接」は、主として面接技法の側面に着目したものと見えよう。

10

いと言われている”。また、容易に記憶の混濁が生じ、虚偽の事実を真実であると思ってしまうのが子どもである。

そのため、多くの事件において、子どもの供述の信用性が否定されている。そこで、子どもに対する誘導を避け、子どもの自由な供述を得るためには、子どもが自由な話ができるような環境で、子どもの認知能力等を理解し、十分に訓練された専門家による事実の聴取りが必要である。

誘導的、暗示的な事実聴取から得られた子どもの虚偽の供述がえん罪を招く危険もあることを考えれば、誘導的・暗示的でない事実の聴取り方法は、えん罪防止という観点からも重要である\*。

以上のとおり、司法面接の導入により、えん罪の防止とともに、立件すべきものは適切に立件する（真の被害者保護）という効果が期待し得る。

もっとも、司法面接の手法は、どんなに訓練を積んだ面接者がセオリーどおりの方法で供述を得たとしても、そこで得られた供述内容の真実性を担保するものではない。

なぜなら、面接時点ですでに子どもの供述が汚染されていることもあり得、また、何らかの理由により、作られた虚偽の記憶であることもあり得るからである。

司法面接の手法は、子どもからの聴取り方法として、最も優れた方法ではあるものの、常に客観的真実と一致する供述が得られるという保証はないということを認識すべきである。したがって、供述に頼らない客観証拠を重視した捜査を行うべきことは、司法面接を導入した場合でも、何ら変わることはない大原則である。

この点、すでに司法面接を導入している国においても、司法面接の結果で得られた供述内容を唯一の証拠として刑事立件や有罪認定がなされることは原則としてなく、裏付けとなる客観証拠があつて初めて供述内容の信用性が認められる。

\*6 仲真紀子「司法面接：事実と焦点を当てた面接法の概要と背景」ケース研究299号 3頁

\*7 仲真紀子「目撃証言の心理学」北大路書房（2003年）79頁

\*8 兵庫県西宮市にある知的障がい児の養護施設「甲山学園」で12歳の児童2人が行方不明となり園内のトイレ浄化槽で死体となって発見され、同園の保母が容疑者として逮捕された。この事件においては園児の目撃供述があつたが、その信憑性についての疑問から、20年以上の年月をかけて無罪判決が確定した。

れると考えられている。また、面接者が面接の結果で得られた供述の真偽を判定することはできないとされていることを銘記すべきである。

したがって、司法面接の結果を録画したビデオ等のみから、その内容の真偽を判断することは難しい性質のものとして、司法面接の制度構想を検討する必要がある。

2 二次被害回避のために

システムとしての司法面接は、調査及び捜査の可能な限り早い段階において、関係諸機関の専門家が一堂に会して、原則としては、1回に限るべく、専門的な面接者を介して子どもからの聴取りを行うこととし、子どもからの聴取りの回数を可及的に減らし、二次被害を回避するという目的を有する。

司法面接は、できるだけ汚染のない供述を得る面接技法としての意義・目的とともに、システムとして被害者の二次被害を防止するという意義・目的を併せ持つものであり、そのどちらからかおろそかになつてよいものではない。なお、対象者、対象事案等によっては、1回の聴取りでは聴取すべきことを全てを聴くことができなことも考えられ、再度の聴取がやむを得ない場合もあり得るであろう。したがって、再度の聴取が一切否定されるべきというものではない。

第4 我が国で司法面接を導入する必要性

1 児童虐待の現状について

我が国では、児童虐待の深刻さが年々増している。前述したとおり、児童相談所の相談対応件数は年々増加し、2010年度（平成22年度）には速報値で55,152件となっている。

しかし、相談件数の増加は、以前は虐待と認識されていなかった行為が虐待と認識されるようになってきたとの意識の変化とともに、今まで声を上げることができなかった子ども自身も、やっとな声を上げるようになったことにも起因していると思われる。ようやく声を上げた子ども自身や周囲の人々の虐待通告が、無駄になるようなことがあつてはならない。

児童虐待は、家族間での出来事であり、被害者である子どもにとつて、加害者である親が犯罪者になることが望ましいとは限らないため、児童虐待が刑事事件として立件されることは多くはない。

児童虐待は家族の中の病理に根付く根深い原因に基づくことが多いため、親子再統合のためには、家族の病理を精神医学的治療、心理学的ケア、福祉的サポートによって解決することが必要で、必ずしも加害者に刑罰を科することが再発防止につながるとは限らない。

しかし、被害者である子ども自身が加害者である親の処罰を望んでいる場合であつても、捜査機関が立件に手をこまねく実態があるのも事実である。

また、立件の熟慮があつても、子どもからの不適切な事情聴取によつて、被害者であるはずの子どもを一層傷つけてしまう結果になることもある。とりわけ、性虐待があつたとして、子どもが勇気を振り絞つて被害申告・告訴しても、繰り返しの被害に遭つたり、あるいは不適切な質問事項を含む事情聴取によつて、子どもがさらに傷つく事態が生じていることは問題である。

2 保護手続と刑事手続の分離の問題

虐待の被害者たる子どもが発見された場合、児童相談所が子どもを保護するための福祉手続を進め、捜査機関が刑事事件としての立件を視野に動くことになる。

被害事実の認知は、児童相談所が先に認知していることもあれば、警察が先に認知して児童相談所に要保護児童通告するという場合もある。

いずれにしろ、現状では被害事実の聴取りは、児童相談所と捜査機関により、二重に行われることになる。

しかも、我が国の捜査機関は、しばしば児童虐待、とりわけ性虐待を犯罪として立件する場合、被害児童からの聴取りの過程で、当該被害児童を二次被害に遭わせるという事態が発生している。

性的被害の記憶は、解離症状を伴うことがあるなどの理由により、記憶が事実なのかフアンタジーなのか区別がつき難くなっていることも多い。これに対し、性的被害者の記憶の特徴に配慮しない捜査官の取調べが行われることも多く、その過程で、供述内容が虚偽ではないかと子どもを追及したり、何度も同じことを子どもに聴いたりするなどして、子どもがいわゆる二次被害に遭つたという事例がしばしば報告されている。また、その追及や誘導・誘導の過程で、記憶が歪められ、汚染されていくという事態が発生する。歪められ、汚染された子どもの供述を無条件に信用してしまつた結果、えん罪が生まれた事例もある。

そして、捜査機関は、自らの描いた構図に合致しない場合、子どもの供述内容が直ちに信用できないとしてしまつたり、他方で、無理な供述を引き出して、子どもが供述に頼つた立件をし、公判において被告人側が激しく争うという事態を招くことがある。

3 問題の改善の必要性

このような、現状の刑事司法の過程で起きている問題の多くは、司法面接の

手法を導入することによつて回避できる。

すなわち、児童相談所と捜査機関が一堂に会して司法面接を行うことにより、児童相談所と捜査機関がそれぞれ独自に手続を進めることによる事情聴取の重複を避けることができる。

また、子どもからの聴取りについて、訓練を受けた面接者が面接をするので、誘導・誘導等の誤つた手法を排することができる。もちろん、子どもを傷つけるような質問が行わつて、子どもが聴取りに耐えられる精神状態にあるかどうかを観察しながら行うので、子どもの二次被害も防ぐことができる。

また、記録された供述内容を、複数の専門家が多角的に検討することができるようになる。

我が国の現在の捜査手法は、国際的にも問題視されているところである。すなわち、国連子どもの権利委員会は、「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」に基づく日本政府報告の審査を行い、2010年6月、日本に対する総括所見を出したが、その中で、司法面接について以下のとおり報告した。

「繰り返し証言するよう求められることによつて子どもがさらなるトラウマを受けることがないようにするため、当該分野の専門家と協議しながら、証人となる被害者の子どもにも支援及び援助を提供するための手続を緊急に見直すとともに、この目的のため、当該手続において口頭での証言ではなく録画による証言を使用することを検討すること」\* (VI. 39 (a))

4 小括

以上のように、面接技法としての司法面接、そして、システムとしての司法面接は、いずれも子どもの最善の利益にかなうばかりでなく、真実の発見やえん罪防止にも寄与しうるものであるから、我が国においても導入を検討すべきである。

第5 我が国で導入する場合の制度構想

そこで、我が国でも、諸外国に倣つて、面接技法及びシステムとしての司法面接制度を導入する必要があると考えるが、その制度は、例えば以下のようなもの

\*9 外務省HP (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/index.html>)「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書第12条1に基づき締約国から提出された報告の審査」VI. 39(a)

とすることが考えられる。

- 1 対象事件
- ① 子どもが被害者となっている（可能性のある）事件
  - ② 子どもが目撃者の場合

これまで述べたように①が司法面接の対象となることは明らかである。また、面接技法としての司法面接は、子どもから事実を聞き取る方法として、もっとも信頼に足る方法であるという点から、②の子どもの目撃者である場合でも活用すべきである<sup>10)</sup>。

ここでの対象となる「子ども」の年齢については、諸外国においても様々な例があり（特に上限については14歳程度から18歳程度の幅がある。）、今後検討すべき課題である。

なお、成人であっても知的障がいや精神障がいのある者が被害者となつてい場合などにも司法面接の手法を採用している国があることから<sup>11)</sup>、対象事件が上記①②に限られるべきと断定するものではない。

- 2 実施主体、関係機関

司法面接は、児童福祉に関する機関や捜査機関も含めたMDTチームが必ず連携してチームを組んで行うべきものである。

具体的には、関係機関が虐待等の捜査・調査の端緒を得た場合、MDTチームとして、独立した第三者機関を実施場所として、専門的資格を有する面接者に司法面接の実施を委嘱することが考えられる。

我が国の縦割行政の現状に鑑みれば、関係諸機関のいずれか一つにおいて実施するよりも、外部機関に委嘱して実施する方が、かえって連携をとりやすいという実情がある。アメリカにおいても、ワシントンD.C.などでは、チャイルド・アドヴォカシーセンターという民間組織がMDTチームの一員となり、そこに所属する面接者が司法面接を実施している<sup>12)</sup>。我が国においても、こうした制度を参考に検討すべきである。なお、司法面接の実施時点では、犯罪の嫌疑の有無自体や容疑者の特定が必ずしもできていないわけではなく、容疑者に

<sup>10)</sup> アメリカでは、目撃者である子どもに対しても司法面接が行われている。

<sup>11)</sup> イギリスやオーストラリアでは知的障がい・精神障がい等のある大人の被害者も対象とし、イスラエルでは、知的障がいや発達障がいのある大人の被疑者や16歳未満の性犯罪被害者も対象としている。

<sup>12)</sup> 3頁注3参照。

対する弁護士ということは想定できないことも多い。その意味では、MDTチームに弁護士を参加させるべきという構想には困難な面はあるが、捜査・調査の適正さをモニターする役割として、あらかじめ弁護士会の推薦を得た弁護士を同チームに参加させるという考えはあり得る。

そして、司法面接は、記憶の汚染等を選けるためできる限り早期になされるべきであるが、その段階までに関係諸機関の専門家が事前に入手できたあらゆる資料（診断書や大人からの事情聴取結果、家族関係等）を共有し、福祉機関は子どものケア・親子分離の必要性等の観点から、捜査機関は今後どのような捜査が必要か等の観点から、訴訟機関は公判の維持が可能か等の観点からというように、それぞれの立場で事前に面接者に何を聴いてほしいかを指示する。

そして、面接中はバックスタップとしてモニタールームで待機しつつモニターを通じて面接に立ち会い、監督し、それぞれの目的に応じた情報が足りなければ途中でその旨を面接者に告げることができるとすべきである。

なお、検察官がMDTチームに加わる場合には、児童虐待や児童ポルノ法等に関わる高度な専門的知識を有する検事を置くことが望ましい。

このように、児童福祉機関を含め、捜査機関等の高度な守秘義務を負う専門諸機関が緊密に協力して司法面接にあたることは、関係諸機関の入手した個別の情報を共有することができるとともに、子どもの最善の利益という観点から多角的に事件を検討することを可能にするものであり、また、児童福祉という観点からも捜査という観点からも有益である。

そのため、上記の制度構想によれば、司法面接実施の委嘱を受ける第三者機関の設立等の準備や専門的訓練を受けた面接者の育成などが必要であり、さらに捜査機関、児童相談所ともに、司法面接を実施すべき事案の連絡があったら直ちに日時を調整して実施できるように、MDTチームの結成方法などの対応体制を整える必要がある。

また、関係機関が司法面接制度についての正しい理解を得て、これを有効適切に活用するよう、研修等を実施する必要がある。

3 面接者

司法面接において行われる子どもからの聴取りは、誘導や暗示を排し、子どもの任意の発話を促すものでなければならず、そのための専門的技法を訓練し修得した面接者が行うべきである。

専門性の担保のため、新しい国家資格の創設及び研修の義務化等が検討されるべきである。また、司法面接技法のプロトコル（又はガイドライン）を作成するプログラミン等が行われる必要がある。

なお、司法面接の面接者は、捜査機関からも児童相談所からも独立した第三者機関に所属することが望ましい。しかし、現在すでに、我が国においても一部の児童相談所において、諸外国のさまざまな司法面接技法が取り入れられつつあり、関係諸機関においてかかる技法の研修などが行われている現状を踏まえ、暫定的にはこの人材を活用することも検討されてしかるべきである。

4 実施場所

- (1) 面接者が司法面接を行う場所は、子どもが精神的にも物理的にも安心して、かつ安全な場所で行われなければならない。

現在の通常の捜査機関における聴取りは、容疑者に対する取調べと同様の威圧感を被害者である子どもに対して与える危険性が否定できないため、適切ではなく、現状においては、独立した中立的な第三者機関で行うことが望ましい。例えば、発達心理学等を研究している大学の研究室や、子どもの権利擁護活動を目的としている社会福祉法人やNPO法人等の民間団体が開設した面接室を利用するということが考えられる。

- (2) 子どもが被害事実あるいは目撃した事実を語るには、相当のストレスや恐怖心を伴うところ、かかるストレスや恐怖心を可能な限り取り除き、子どもが安心してありのままの事実を語ることで行われるべきである。

独立した中立的な第三者機関において司法面接を実施する場合でも、待合室や面接室のセッティングや内装及び備品には、子どもの精神的な安定を確保できるよう、特別の配慮が必要である。

5 聴取結果の保存方法

司法面接を行うに当たっては、その質問及び供述並びにそれらの状況をDVD等の映像及び音声と同時に記録することができると記録媒体に全て記録しなければならぬ（子どものみならず、質問者の映像も同時に録画されている必要がある。）。

子どもの言葉による表現能力は未熟であり、とりわけ、幼児の場合には身体表現で補充する場合もあり、また、前述のとおり、子どもは被指示性が強く、その結果、記憶も汚染されやすい。面接者が身体を使って誘導してしまう可能性もある。こうした特徴に鑑みれば、後から面接の経過を確認できるように、質問と供述及びその状況の映像及び音声を全て同時に記録できるようなDVD等の記録媒体で記録する必要がある。

- 6 司法面接の法的位置付けと、実施しなかつた場合の効果
- 司法面接制度を導入した場合には、関係機関に対して多機関連携を義務化し、

司法面接制度を普及させるような、単独の機関だけで子どもからの聴取りを実施することを禁止することが必要となつてくるであろう。したがって、児童虐待防止法等において司法面接制度を明確に位置づけ、司法面接を実施する場合の関係諸機関の連携すべき手続規定を明確にしておく必要がある。

しかし、虐待が疑われる事案において、例えば、捜査機関が捜査の端緒を得たが、直ちに児童相談所に通告せず、司法面接も実施しないまま、独自に事情聴取を行った場合等とはどうなるのかが問題となる。

というのは、児童相談所にしる、捜査機関にしる、当初の見立てでは虐待の疑いを認めず、司法面接を実施しないで済まそうとしたところ、後に虐待の疑いを持つに至るといふ事案はあり得るからである。その意味で、独自の事情聴取を完全に無くすることは困難な面があるといわざるを得ない。

一方、司法面接の方法が原則化していくことによつて、司法面接を実施しないことによる形式的な「制裁」というものを規定しなくても、司法面接の方法によらずに得られた供述の信用性が否定されるという流れになつていくと思われ。そうすると、刑事処分を科すことができなくなるというリスクを考へるならば、児童相談所も捜査機関も司法面接を利用することが最善の方法だと判断して、積極的に司法面接を利用するということになつてくるであろう。

仮に、司法面接の実施に先立ち、多機関連携チームを構成することになる特定の機関が独自に聴取りをしてしまった場合には、その全過程の録画がない場合には、記憶がすでに汚染された後に司法面接がなされたとして、司法面接時の供述の信用性が否定される事案にもなる（全過程の録画があった場合でも、その内容次第では同様である。）。したがって、可能な限り早い、汚染のない段階で最初の聴取りを司法面接の手法で実施することが社会の原則となることに、さほどの年月は要しないものと思われる。

7 証拠の利用範囲

司法面接の大きな意義が、捜査機関も福祉機関も、可能な限り、子どもから一度で聴取りを終えることにあるとすると以上、児童相談所が福祉的措置をとつたり、児童相談所長としての権限を行使して司法上の申立てを行つたりする際に、DVD等を利用することができなければ意味がない。

したがって、児童福祉法28条の審判申立てや児童相談所長が申立人となつて行う親権喪失宣告の申立て等において、DVD等を証拠として利用できるよにすべきことは当然である。

さらに、両親の間で、親権争いや監護権争いが生じ、その中の争点が生ずる場合がある場合、当事者がそのDVD等を証拠として利用したいという場面が

生じるであろう。これが利用できないとなれば、家庭裁判所調査官が改めて子どもから聴取りを行うことにならざるを得ず、聴取りの1回性の原則に反する結果となってしまう。しかし、一方で、児童相談所が当事者となる審判ではないという点で、児童相談所に存する証拠を無条件に当事者に開示することは適切ではない。したがって、子どもの福祉に区しない限り、当事者がDVD等を利用することができる方法を考えるべきである。

なお、司法面接の結果得られた録画による子どもの供述が、刑事訴訟手続の中でどのようなに扱われるかについては、憲法37条2項の要請を充たさなければならぬといった観点も含め、今後の重要な検討課題というべきである。

第6 まとめ

現在、我が国でも、児童相談所、警察等において、それぞれ独自に面接技法としての司法面接の研究が進んでおり、司法面接的な面接を試行しているところもある。

しかしながら、各関係機関が個別に聴取りを行う体制は変わっておらず、子どもが底重なる聴取りによる二次被害にさらされたり、汚染された供述を前提に刑事手続が進められ、えん罪の危険性を生んでいる状況は、依然として放置されたままである。

このような事態を少しでも改善し、被害を受けた子どもが被害の事実を語る際の負担を少しでも減らすとともに可及的に、より汚染されていないありのままの供述を得るために、関係諸機関の緊密な連携の下に、調査・捜査段階における聴取りを原則として1回に限るというシステムが一刻も早く導入されるべきである。

そのために、当連合会も含め、関係機関を集めた検討会を早急に立ち上げ、司法面接の検討を直ちに開始すべきである。

以 上

警察庁 刑事部 部長	警視庁 刑事部 部長
警視庁 生活安全部 部長	警視庁 生活安全部 部長
各道府県警察本部 部長	各道府県警察本部 部長
各管区警察局長 兼 調整担当部長	各管区警察局長 兼 調整担当部長
(参考送付先)	(参考送付先)
警察大学校 刑事教養部長	警察大学校 刑事教養部長
警察大学校 生活安全教養部長	警察大学校 生活安全教養部長
科学警察研究所 総務部長	科学警察研究所 総務部長

児童を被害者等とする事案への対応における検察及び児童相談所との更なる連携強化について

児童を被害者等とする事案については、児童の心情や特性に配慮した事情聴取に努めているほか、事案に応じて検察や児童相談所との間で必要な連携を図っているところである。

その際、児童からの事情聴取については、関係機関がそれぞれ必要に応じて実施しているところ、繰り返し重複した事情聴取が行われる場合には、児童にとつて過度な心身の負担となるおそれがあるほか、誘導や暗示の影響を受けやすい児童の特性により供述の信用性に疑義が生じるといった指摘もある。

こうした指摘も踏まえ、児童の負担軽減及び児童の供述の信用性担保の双方に資する聴取方法を検討するため、下記により、検察及び児童相談所との間の連携を更に強化することとするので、早期の情報共有、聴取方法についての検討・協議など所要の取組を推進されたい。

なお、本連達については法務省及び厚生労働省と協議済みであり、最高検察庁及び厚生労働省からも別添の通知が発出されたので申し添える。

記

1. 児童相談所から通報を受ける場合の対応

(1) 通報窓口の設定

児童相談所において、刑事事件として立件が想定される重篤な虐待事例その他児童からの聴取方法等について協議を要すると判断した事案について、警察に対する通報がなされることとなる。

そこで、こうした通報を受理する担当窓口を予め設定の上、検察及び児童相談所の担当窓口に通知しておくこと。

(2) 部門間の情報共有

児童相談所から関係機関の連携を目的として児童を被害者等とする事案について通報を受けた場合には、個別の事案の内容に応じて部門間での情報共有を行う。

(3) 検討・協議

事案の内容に応じ、事件捜査を行う部門（刑事、生活安全又は双方）の調査員が検察及び児童相談所と聴取方法を検討・協議する。

なお、早期に捜査を進展させる必要がある場合等においては、検察への連絡及び聴取方法を協議・検討よりも児童からの聴取も含めた所要の捜査を優先させる場合も想定される。

2 警察から通報する場合の対応

警察において児童を被害者等とする事案を認知した場合には、刑事事件としての立件が見込まれ、かつ要保護児童として児童相談所の関与が必要と認められるものについて、検察及び児童相談所へ連絡をし、1に準じて聴取方法の検討・協議を行う。

3 留意事項

聴取方法を検討・協議をスムーズに行えるよう、他機関を交えて平素より勉強会を開催するなどして認識の共有を図ること。

また、警察において児童から聴取する場合も想定されることから、聴取者の技能向上を図るための効果的な教養等の実施に努められたい。

なお、警察本部において当該連携に係る個別具体の事件の対応状況を把握し、警察庁に対して必要な報告をすること。報告要領については別途連絡する。

協議 存在 期間 10 年  
(平成 38 年 3 月 31 日まで)

最高検 検 第 1 0 3 号  
平成 2 7 年 1 0 月 2 8 日

高等検察庁 次席検事 殿 (参考送付)  
地方検察庁 次席検事 殿

最高検察庁 刑事部長 八 木 宏 幸  
(公印省略)

警察及び児童相談所との更なる連携強化について (通知)

児童が被害者である事件や、児童が目撃者等の参考人である事件においては、検察官のほか、警察官や児童相談所の職員が、児童から、それぞれの立場で必要な聴取を行うなどしているものと承知していますが、児童の負担を軽減するとの観点からすると、児童からの聴取回数は少ない方が望ましいという指摘があるほか、児童については、誘導や暗示の影響を受けやすく、聴取方法や回数についての留意が必要であるとの指摘もあります。

このような指摘も踏まえ、児童の負担軽減及び児童の供述の信用性確保の観点から、児童が被害者又は参考人である事件については、警察及び児童相談所との更なる連携の強化が必要であると考えられることから、下記の取組を行うこととしたので、遺漏なく対応していただくようお願いいたします。

なお、本件については、法務省刑事局、警察庁、厚生労働省と協議済みであり、警察庁及び厚生労働省からも別添の各通知が発出されましたので申し添えます。

記

1 相談窓口の設置

各地方検察庁においては、児童が被害者又は参考人である事件についての相談窓口を作り、日頃から、警察や児童相談所の各担当者と緊密な情報交換を行う。

2 早期の情報共有及びそれらを踏まえた対応

児童が被害者又は参考人である事件については、警察又は児童相談所から情報提供を受け次第 (送致又は刑事・立件前の段階を含む)、速やかに警察及び児童相談所の担当者との協議し、検察・警察・児童相談所の三機関のうちの代表者が児童から聴取する取組の実施も含め、対応方針を検討する。

児童総覧1028第1号  
平成27年10月28日

都道府県 児童福祉主管部(局)長 殿  
指定都市 児童相談所設置市  
各 児童相談所設置市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長  
(公印省略)

子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた  
警察・検察との更なる連携強化について

児童相談所における調査については、子どもの気持ちに配慮しながら情報の収集を行うことが重要であり、特に子どもの心理的苦痛や恐怖、不安を理解し配慮するほか、話を聞くことが子どもにとって出来事の再体験となる「二次的被害」を回避又は緩和するなど、子どもにも与える負担をできる限り少なくすることが必要である。

また、児童相談所は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)上の措置を講ずるに当たり、子どもに対する面接について、暗示や誘導等を排除した適正な技法により行うことで、当該措置の根拠となる情報を得ることが必要である。

このため、これまでも「子ども虐待対応の手引き」(平成11年3月29日児童第11号厚生省児童家庭局長通知)において、性的虐待への対応として、「被害事実確認面接」の技法について紹介してきたところである。

今般、子どもの心理的負担の一層の軽減及び子どもから聞き取る話の内容の信用性確保のため、児童相談所、警察及び検察(以下「3機関」という。)が連携を強化し、個別事例に応じて、3機関を代表した者1名による面接(以下「協同面接」という。)の実施を含め、調査や理査の段階で、可能な限り、子どもから同じ内容の話を繰り返し聴取しないなど、子どもの特性を踏まえた面接・聴取方法等を3機関で協議・実施する取組を試行的に実施することについて、下記のとおり通知するので、貴職におかれては、この内容を御了知いただくとともに、管内の児童相談所に周知を図り、対応に遺漏のないよう努められたい。

なお、本通知については、法務省刑事局及び警察庁と協議済みである。また、

最高検察庁刑事部部長から「警察及び児童相談所との更なる連携強化について」(平成27年10月28日付最高検判第103号)が各地方検察庁次席検事へ、警察庁から「児童を被害者等とする事案への対応における検察及び児童相談所との更なる連携強化について」(平成27年10月28日付警察庁丁刑企発第69号ほか)が各都道府県警察等へ、別添のとおり発出されたことを申し添える。

本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

記

1. 趣旨  
子どもの心理的負担の一層の軽減及び子どもから聞き取る話の内容の信用性確保のため、3機関が連携を強化し、個別事例に応じて、協同面接の実施を含め、子どもの特性を踏まえた面接・聴取方法等について3機関で協議・実施する取組を試行的に実施する。

2. 担当者の設定  
児童相談所においては、当該取組に関する担当者を定め、警察・検察の担当者と日頃から緊密に子どもの特性を踏まえた面接・聴取方法の在り方等について情報交換を行う。

3. 面接・聴取方法等を協議することが必要な事例  
(1) 原童相談所において把握した事例  
刑事事件として立件が想定される重篤な虐待事例など、児童相談所において、子どもの特性を踏まえた面接・聴取方法等について、3機関で協議することが必要と判断した事例

(2) 警察・検察において把握した事例  
刑事事件として立件が想定される重篤な虐待事例など、警察・検察において、要保護児童として児童相談所の関与が必要と判断した事例

4. 3機関による情報共有及び協議  
児童相談所においては、刑事事件として立件が想定される重篤な虐待事例など、子どもの特性を踏まえた面接・聴取方法等を3機関で協議することが必要と判断した事例について、可能な限り速やかに警察・検察の担当者に情報提供を行う。

また、警察又は検察からも、刑事事件として立件が想定される重篤な虐待事例など、要保護児童として児童相談所の関与が必要と判断した事例について、児童相談所及び警察又は検察の担当者に情報提供が行われることとされている。このように情報提供が行われた事例については、子どもの特性を踏まえた面接・聴取方法等を3機関で協議する。

5. 協同面接  
3機関による協議の結果、協同面接を行うこととした場合は、(1)及び(2)に留意しつつ、適切な方法で協同面接を行う。

(1) 協同面接の実施場所  
3機関を代表して面接する者以外の者が、モニター画面又はワンウェイミラーを通じて面接を観察することができると、協同面接を適切に実施することができると認められた実施場所について、あらかじめ3機関が選定しておく、協同面接の実施に際し、適宜適当な場所を選択する。

(2) 協同面接の手法

児童相談所においては、「子ども虐待対応の手引き」や「児童相談所における性的虐待対応ガイドライン2011年版」(平成23年3月)の被害事実確認面接の手法を参考にして、協同面接を実施する。

6. 厚生労働省への報告  
都道府県・指定都市・児童相談所設置市は、別に定めるところにより、3機関間で情報提供が行われ、子どもの特性を踏まえた面接・聴取方法等を協議した事例について、その協議結果に基づき取組の実施状況を厚生労働省に報告する。

7. その他

本取組については、状況に応じて、効果的に行われるよう実施方法を適宜見直すこととする。

警察庁刑事部部長	長
警視庁生活安全部部長	殿
各道府県警察本部長	長
各方面本部長	長
各管区警察局長	兼調整担当部長
(参考送付先)	
警察大学校刑事教養部長	
警察高等学校生活安全教養部長	
科学警察研究所総務部長	

原童相談所  
有効期間  
警察庁丁刑企発第47号、丁生安発第190号  
丁企発第165号、丁情-発第83号  
平成30年7月24日  
警察庁刑事事件企画課長  
警察庁生活安全局生活安全企画課長  
警察庁生活安全局少年課長  
警察庁刑事局捜査第一課長

児童虐待事案に係る代表者聴取における検察及び児童相談所との更なる連携強化の推進について

児童を被害者等とする事案における代表者聴取については、「児童を被害者等とする事案への対応における検察及び児童相談所との更なる連携強化について」(平成27年10月28日付警察庁丁刑企発第69号ほか)により取組が進められているところ、今年20日、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議において取りまとめられた「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に「協同面接(代表者聴取)の適切な実施と情報共有の推進」が盛り込まれ、「子どもの負担軽減を図りつつ、児童虐待に適切に対処し、子どもの二次被害を防止するため、児童相談所、警察及び検察による協同面接(代表者聴取)を引き続き適切に実施する。また、必要な情報共有を含め、より良い連携の在り方を検討していく。」とされたところである。

そこで、児童虐待事案に係る代表者聴取について、情報共有その他の連携を更に強化するため、下記の取組を推進することとされたい。

なお、本通達については法務省及び厚生労働省と協議済みであり、最高検察庁及び厚生労働省からも別添の通知が発出されているので申し添える。

記

1 代表者聴取実施後の情報共有  
代表者聴取を実施した事案について、児童虐待事案に適切に対処する観点から、警察、検察及び児童相談所の3機関において打合せを行うこと、を含めた適切な方法により、必要な情報の共有に努めること。

なお、打合せの機会等に、警察が把握している情報の提供を求められた場合には、上記の観点から必要かつ相当と認められる範囲において、適切に対処すること。

2 警察、検察及び児童相談所の連携強化  
都道府県警察本局、地方検察庁及び都道府県の児童福祉主管部局による連絡会議を実施するなどの方法により、各地の実情に応じた適切な連携体制を強化すること。

原簿保存期間10年  
(平成41年3月31日まで)  
最高検刑第38号  
平成30年7月24日

最高検察庁刑事部長 落合 義和  
最高検察庁公判部長 大場 亮太郎  
(公印省略)

高等検察庁次席検事 殿 (参考送付)  
地方検察庁次席検事 殿

警察及び児童相談所との情報共有の強化について (通知)

児童が被害者等である事件については、平成27年10月28日付け当庁刑事部長通知「警察及び児童相談所との更なる連携強化について」(最高検刑第103号)に基づき、児童の負担軽減及び児童の供述の信用性確保の観点から、警察又は児童相談所から情報提供を受け、警察及び児童相談所の担当者との協議を行って対応方針を検討し、二機関のうちの代表者が児童から聴取する取組(以下「代表者聴取」という。)等を実施しているものと承知しています。

このような事件において刑罰権を適切に行使するとともに、再犯により児童が繰り返り被害を受けることがないようにするとともに、警察及び児童相談所との情報共有が重要であると考えられます。そこで、代表者聴取を実施した後のにおいても、例えば、事件の処分の際などに警察及び児童相談所との間で行う打合せなど、適宜の機会を通じ、上記の観点から、必要かつ相応と認められる情報を提供するとともに、必要な情報を入力するなどし、情報の共有が図られるよう留意願います。おいて、本件については、法務省刑事局、警察庁及び厚生労働省と協議済みであり、警察庁及び厚生労働省からも別添の各通知が发出されましたので、申し添えます。

子家発 0724 第1号  
平成30年7月24日

都道府県 児童福祉主管部(局)長 殿  
各 都道府県 児童相談所設置市 児童相談所設置市 (公印省略)

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長 (公印省略)

児童虐待事案に係る子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた警察・検察との更なる連携強化の推進について

子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた警察・検察との更なる連携強化については、「子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた警察・検察との更なる連携強化について」(平成27年10月28日付け厚労総発1028第1号厚生労働省運用約等・児童家庭局総務課長通知)により取組が進められてきた。今般、児童虐待防止対策に関する関係関係会議において取りまわされた、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総会対策(平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係関係会議決定)」において、児童虐待防止のための総合対策の一つとして「協同面接(代表者聴取)の適切な実施と情報共有の推進」が盛り込まれ、「必要な情報共有を含め、より良い連携の在り方を検討していく。」とされたものである。

そこで、児童虐待事案において、児童相談所、警察、検察の三機関間の連携強化を更に推進するため、下記のとおり通知するので、貴職におかれては、この内容を確認し、管内の児童相談所に周知を図り、対応に漏れないよう努められたい。

なお、本通知については、法務省刑事局及び警察庁と協議済みである。また、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

記

1. 協同面接実施後の情報共有  
協同面接を実施した事案について、子どもの支援のために必要があるときは、児童相談所、警察及び検察の三機関において打合せを行うことを含めた適切な方法により、必要な情報の共有に努めること。  
なお、打合せの機会等に、警察や検察から、児童相談所が把握している情報の提供を求められた場合には、適切に対応すること。
2. 児童相談所、警察及び検察の連携強化  
都道府県の児童福祉主管部局、都道府県警察本部、地方検察庁による連絡会議を実施するなどの方法により、各自自治体の実情に応じた適切な連携体制を強化すること。

以上

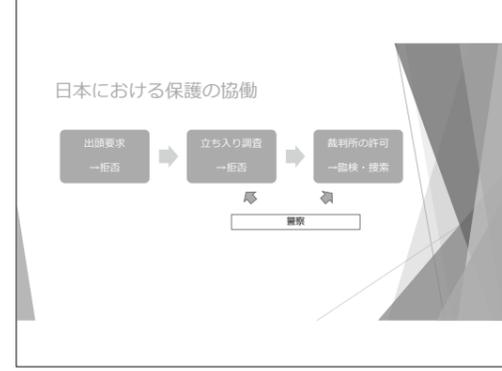
中立的に子どもから話を聴く

NPO法人神奈川子ども支援センターつなぐ代表理事  
ベアアヴェニュー法律事務所 弁護士 飛田 桂

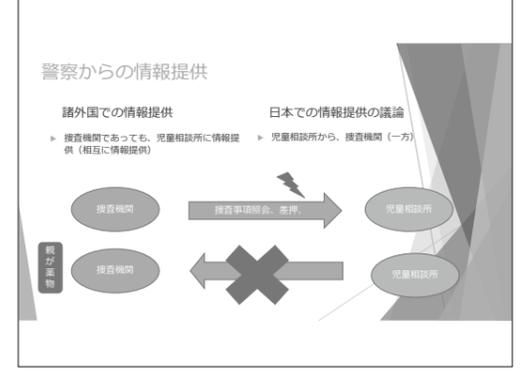
1

- ① 「保護」と「捜査」の違い
- ② 「児童相談所」でも「捜査機関」でもない、中立的な機関で話を聴く必要性
- ③ 子どもを中心とした議論

2



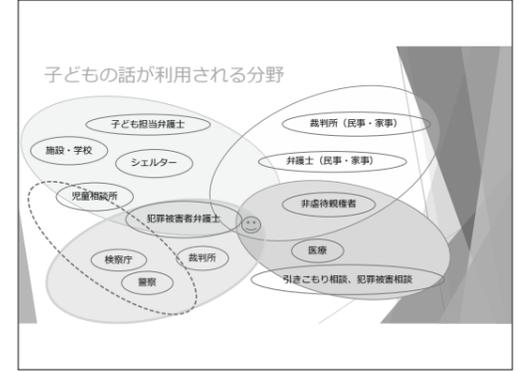
3



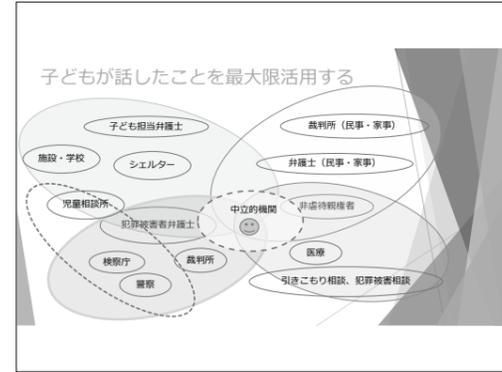
4



5



6



7

子どもの話したことを  
子どものために使う

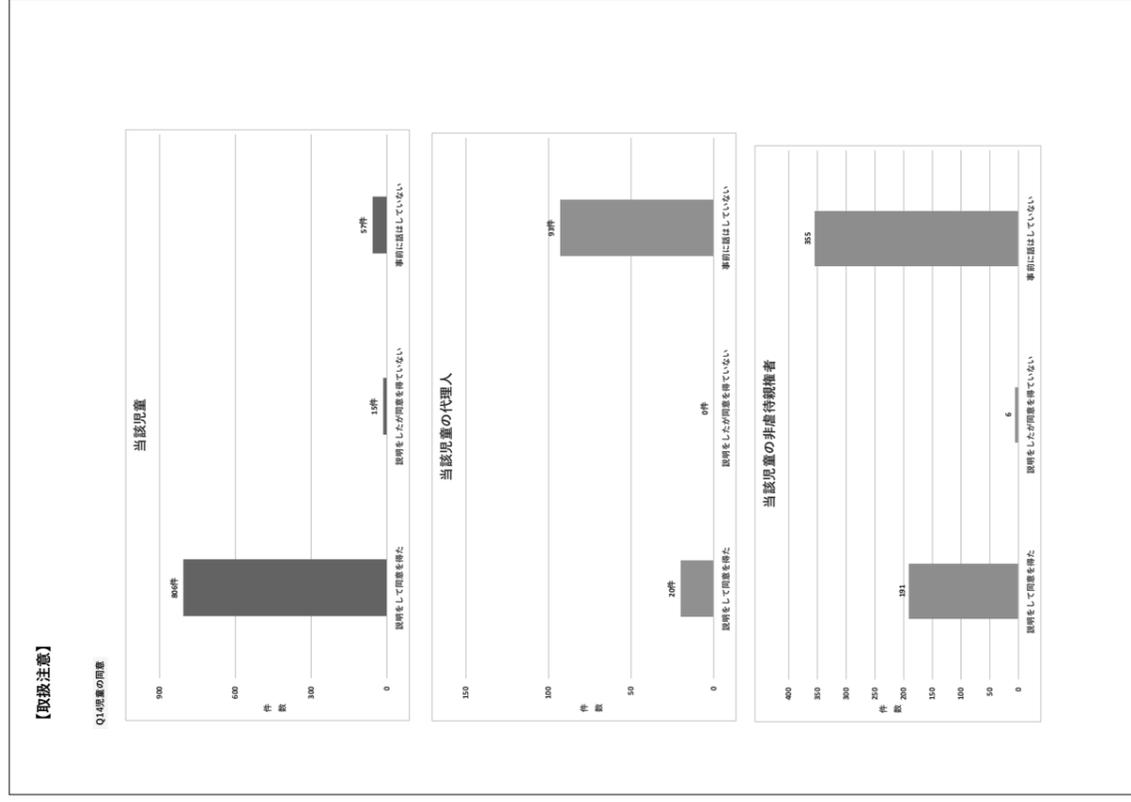
- ▶ 協同面接において捜査機関で子どもが話す一原則として捜査機関以外が使えない。
- ▶ 中立的な機関などで子どもが話す一捜査機関も使えるが、他機関で使える。それにより、二次被害が極めて少なくなる。

8

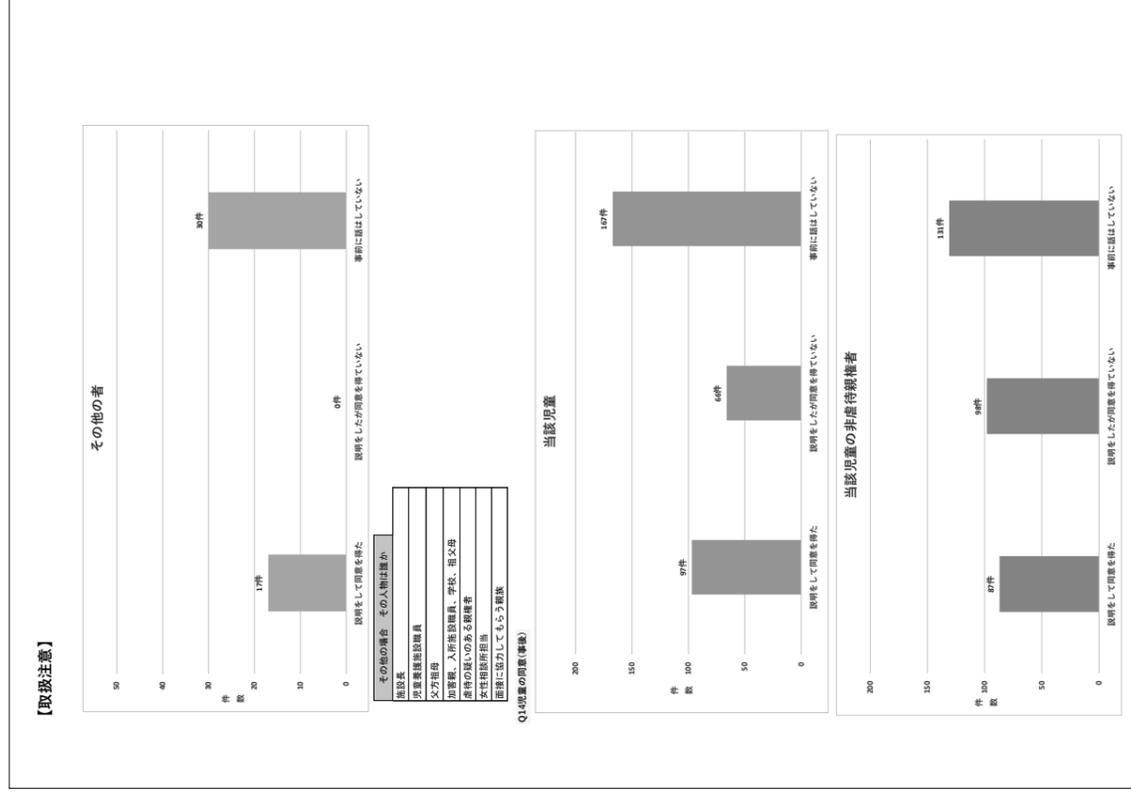




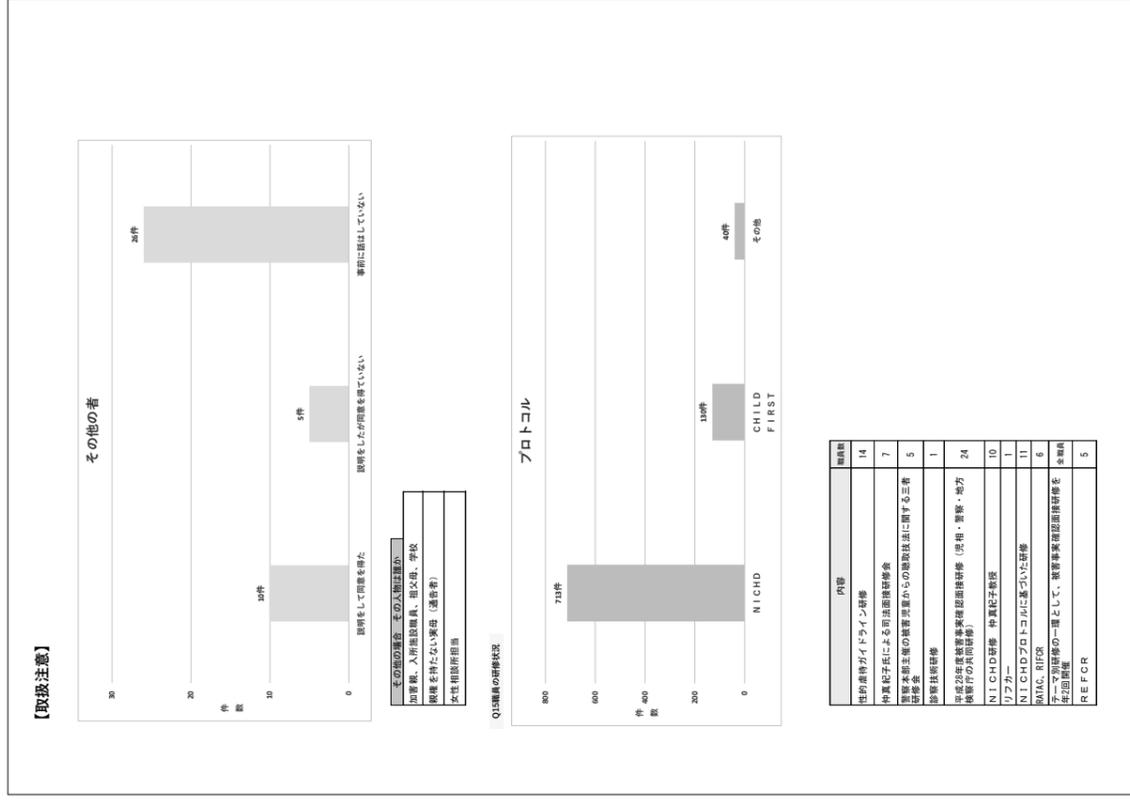




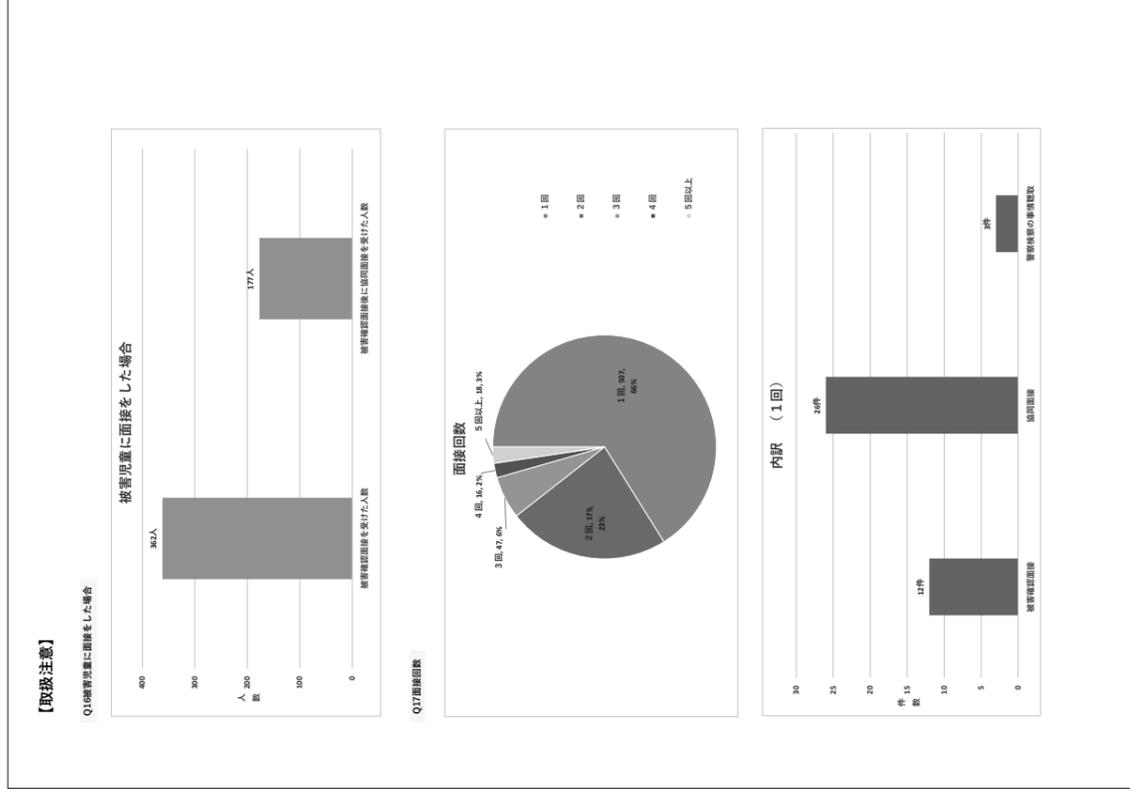
20



21



22



23





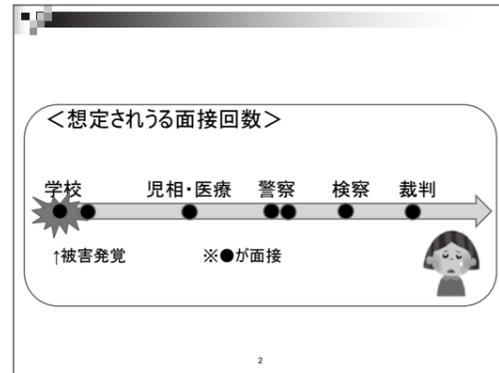
小松原慶一氏 資料

子どもの虐待防止推進全国フォーラムin鳥取  
司法面接の現状と課題  
～今後の司法面接のあり方～

## 司法面接の概要 について

鳥取県米子児童相談所  
児童心理司 小松原慶一

1



2

### 司法面接の共通項

- 原則：一度だけの面接で、録音録画する。
- 面接手順
  - ① 中立的会話でラポール形成
  - ② 自由報告により出来事の報告を求める
  - ③ 出てきたことについて質問 (オープンからクローズへ)
  - ④ 感謝し、終結する

9

### NICHHDプロトコル(概要)

(National Institute of Child Health and Human Development)

1. 導入
2. グラウンドルール
3. ラポール
4. 出来事を思い出す練習(エピソード記憶の練習)
5. 自由報告(本題への移行)
6. 【ブレイク】
7. クローズド質問(脅し・目撃者、開示、問題)
8. クロージング
9. 終了

10

### 性暴力被害の特殊性

#### 再発する加害行為

- ・平成20年度家庭復帰した133児相988事例の内、性暴力被害のあった事例は28事例。そのうち加害者の居る家庭に帰ったのは13事例
- ・そのうち62%で措置解除年度内に再発(8事例)
- ・特に保護者の強い要請で帰宅(子どもも帰宅を希望)した7.1%(8事例中5事例)で措置解除した年度内に再発

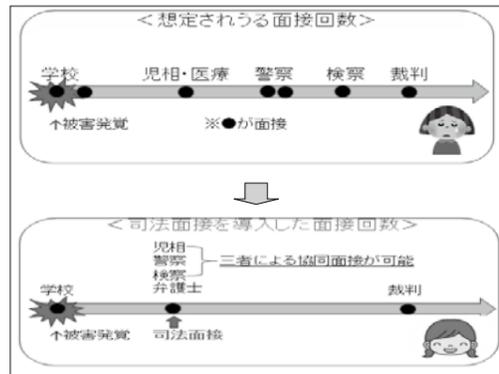
日本子ども家庭総合研究所 山本恒雄

3

### 面接における諸問題

- 虐待や事件が疑われるケース
  - 大人は最悪の事態を想定する
  - それを検証するような態度
  - クローズド質問が増える
  - 誘導や暗示となり得る働きかけになる
  - 客観性がなくなる

4



11

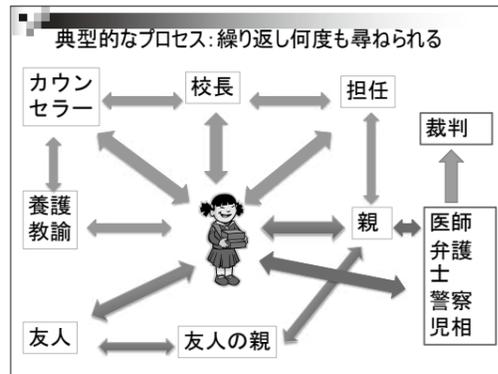
### 問題と目的

- 性的虐待は特に発覚しにくい
  - 発覚後の対応が困難
- (子どもの安全確保→加害者排除と法的対応)
- 被害聴取の児童の負担が大きい

↓

負担軽減のための「司法面接」  
(福祉・司法・教育の連携)  
同時に  
初期対応の周知が必要

12



5

### 繰り返し聞くデメリット

- 精神的二次被害
  - ・辛い話を繰り返すことは精神的にも負担
- 証言の変化
  - ・子どもは忘れやすく、誘導を受けやすい。
  - ・面接をする度に、内容が変化していく。(大人の影響力の高さ)

6

### 【これまでの取り組み】

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
性的対応件数	1	1	3 (2)	7	3	5

司法面接 受講  
※NICHDを参考

協同面接の実施  
・警察・検察、児相との連携  
・警察・検察、児相の司法面接の立ち会い

弁護士との協働  
・警察・検察との司法面接研究会  
・司法面接に関する弁護士との勉強会  
・警察・検察、児相の連携強化会議

連携の促進  
・警察・検察との司法面接研究会  
・司法面接シンポジウムの参加  
※初回対応研修を各都府県域の全小中学校対応に実施 (2023年度)

地域への研修の開始  
※研修実施 5件  
(徳島・愛媛・山形・徳島県) 合計170名

米子児童相談所の性的虐待対応

13

### 【これまでの取り組み】

	平成29年度	平成30年度	平成31年度
性的対応件数	1	3 (1)	4 (2)

司法面接概要研修  
・警察、検察、児相の連携  
・警察、検察、弁護士による協働  
・児相が警察のサポート

協同面接の代表者が警察  
・NICHDによる研修の受講  
・児相が警察のサポート

警察・検察が代表者  
・児相が警察・検察のサポート  
・事例の共有

米子児童相談所の性的虐待対応2

14

### これらを防ぐ 司法面接の取り組み

(被害事実確認面接)

7

### (被害事実確認面接) 司法面接とは

- 以下の目的を持った面接のこと
  - ・子どもからの聞き取りの負担を少なくする
  - ・客観的事実の聞き取る

8

### おわりに

【今後の課題】

- 司法・福祉・教育・医療との更なる協力

- ・鳥取県内での面接者の育成と研修実施
- ・研修受講者の相互交流
- ・性被害対応のガイドラインの作成
- ・警察・検察との連携(合同研修)
- ・協同面接の定義(申し合わせ事項の作成)
- ・トラウマ治療

15